# 令和7年度米国市場における訪日旅行プロモーション業務委託企画提案募集要項

# 1 委託業務の名称

令和7年度米国市場における訪日旅行プロモーション業務委託

#### 2 委託業務の内容

別添「令和7年度米国市場における訪日旅行プロモーション業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

## 3 委託料上限額

9,317,000円(消費税及び地方消費税を含む)

# 4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限(提出期限の末日)から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本募集要項に示す業務を履行する能力を有すること。
- (4) 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続をしていないこと。
- (5) 最近1年間の法人事業税を完納している者(地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。)であること。
- (6) 最近1年間の消費税及び地方消費税を完納している者(国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。)であること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をい う。以下同じ。)でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (9) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まない こと。
- (10) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認する ため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて 同意できること。
- (11) 日本国内の法人格を有する者であること。

# 5 スケジュール

(1) 参加意思表明書の受付 令和7年8月19日(火)17時15分まで(必着)

(3) 質問に対する回答 令和7年8月21日(木)(予定)

(4) 企画提案書の受付 令和7年8月27日(水)17時15分まで(必着)

(5) 選定結果の通知 令和7年9月中旬(予定)まで

#### 6 参加手続

(1) 参加意思表明書、企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、「神奈川県ホームページからダウンロードするか、神奈川県文化スポーツ

観光局観光課(横浜市中区本町2丁目14 大同生命横浜ビル11階)で受け取ってください。 ※神奈川県ホームページ「富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会」

(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/cnt/fujihakoneizu-kyogikai.html)]

# (2) 参加意思表明書(誓約書)の提出

参加を希望する者は、必ず参加意思表明書(誓約書)(様式1)及び役員等氏名一覧表(別紙)を提出してください。参加意思表明書等の提出がない者の参加は認められません。

- ア 提出書類 参加意思表明書(誓約書)(様式1)及び役員等氏名一覧表(別紙)
- イ 提出期限 令和7年8月19日(火)17時15分まで(必着)
- ウ 提出方法 電子メール、郵送又は持参
  - ※ 持参も可としますが、電子メール又は郵送を推奨します。
- エ 提出先 神奈川県文化スポーツ観光局観光課 海外プロモーショングループ 下里

電子メールアドレス: i-tourism@pref. kanagawa. lg. jp

住所 (郵送の場合): 横浜市中区日本大通1

住所(持参の場合):横浜市中区本町2丁目14 大同生命横浜ビル11階

### (3) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、全ての参加意思表明書の提出者に対して、電子メール又はファクシミリで行います。

なお、質問書には、法人名、担当部署、担当者名、電話番号、回答先となる電子メールアドレス及びファクシミリ番号を必ず記載し、また、必要に応じて、質問に関連する仕様書等の箇所(ページ、項番等)を明示してください。

- ア 提出書類 質問書(任意様式)
- イ 提出期限 令和7年8月19日(火)17時15分まで(必着)
- ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ

電子メールアドレス: i-tourism@pref.kanagawa.lg.jp

ファクシミリ番号:045-210-8870

エ 提 出 先 神奈川県文化スポーツ観光局観光課 海外プロモーショングループ 下里

才 回答 日 令和7年8月21日(木)(予定)

### (4) 企画提案書等の提出

別添「令和7年度米国市場における訪日旅行プロモーション業務委託企画提案書作成要領」に 基づき、企画提案書を作成し、見積書と併せて提出してください。

## ア 提出書類

- (ア) 企画提案書(様式2~5、表紙を含む。各ページに一連のページ番号を記載してください。)
- (イ) 見積書(内訳明細を含む。任意様式)
  - a 宛名及び発行(提出)日を必ず記載してください。
  - b 宛名は、「富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会 会長」としてください。
  - c 選定に当たっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。(消費税不課税、非課税のものを除く。)

なお、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数 があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

d 法人名、所在地、代表者(役職、氏名)を記載してください。

イ 提出部数 紙媒体8部(記名版3部(正本1部、副本2部)、無記名版5部)

電子データ (PDF) 各1部 (記名版及び無記名版)

※ 記名版は、提案者名、関連企業名、ロゴマーク等の提案者を特定できる情報が記載されたものとなります。無記名版は、内容は記名版と同じとしますが、提案者を特定できる情報を入れないようにしてください。

なお、公正な審査とするため、審査会は、無記名版を基に実施します。

ウ 提出期限 令和7年8月27日(水)17時15分まで(必着)

エ 提出方法 紙媒体:郵送又は持参

電子データ (PDF):電子メール

※ 持参も可としますが、郵送を推奨します。

※ 電子データ (PDF) はメール 1 通当たり 15MB 以下としてください。

オ 提 出 先 神奈川県文化スポーツ観光局観光課 海外プロモーショングループ 下里

住所 (郵送の場合): 横浜市中区日本大通1

住所(持参の場合):横浜市中区本町2丁目14 大同生命横浜ビル11階

電子メールアドレス: i-tourism@pref. kanagawa. lg. jp

# 7 選定方法

## (1) 評価基準

審査会を設置し、企画提案書の内容に基づいて審査を行い、選定します。

審査項目		審査内容	配点
1	業務遂行能力	○米国市場における訪日旅行プロモーション業務の実績	5 点
	(25 点)	(5点)	10 点
		○業務実施体制と個人情報の扱い(10点)	10 点
		○全体スケジュール(10 点)	
2	業務企画能力	○企画内容【様式5】	
	(70 点)	・旅行商品の造成と販売(20点)	
		・ランディングページの運用(20 点)	70 点
		・現地旅行会社へのセールスコール(15 点)	
		・その他独自提案(15 点)	
3	見積(5点)	○見積額の妥当性(5点)	5点
合 計			100 点

- ※ 各審査委員の得点の平均が40点を超えない提案は、不採用とします。
- ※ 「2 業務企画能力」の各項目のうち、1項目でも0点があった場合も、不採用とします。
- ※ 審査委員の合計得点が最も高い提案を採用します。
- ※ 同点の場合は、「2 業務企画能力」の各項目の合計点が最も高い提案者を採用します。 さらに同点の場合は、審査委員が協議の上、決定します。

### (2) 審査会における提案内容の説明及び質疑応答

ア 審査会における提案内容の説明及び質疑応答について

当該審査会は、書面審査のため、提案内容の説明及び質疑応答を行う説明会は実施しません。

イ 審査会開催日 令和7年9月1日(月)~令和7年9月10日(水)開催予定

## (3) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- イ 委託料の見積額が3に記載の上限額を超えるもの。

- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- オ 4に記載の参加資格を満たしていないもの。

## (4) 選定結果の通知

令和7年9月中旬(予定)までに通知します。

# 8 業務委託の契約手続

次のとおり、業務委託の契約手続を行います。

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となります。
- (2) 契約の際に提案内容を一部変更することがあります。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、次点の提案者と、同様の契約手続を行います。

### 9 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) <u>提出する書類は、書面に本件にかかる責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先を記載すれば、</u> 代表者印の押印は無くても構いません。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (4) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 提出された書類は、契約相手方の選定以外の目的には、使用しません。
- (6) 発注者が、企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。
- (7) 本事業は、変更を伴う場合があります。その変更については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上、対応します。

## 10 問合せ先

〒231-8588 (住所の記載を省略できます)

横浜市中区日本大通1

神奈川県文化スポーツ観光局観光課 海外プロモーショングループ

担当者 下里

電話 045-285-0812 (直)